

保護者様

放課後等デイサービス きららじゅく

## 特別警報・気象警報などの発表時及び地震発生時の対応について（お知らせ）

きららじゅくでは、標記の対応を下記のようにしております。ご確認、ご協力の程、よろしく  
お願いいたします。

### 記

#### I 特別警報・気象警報などの発表時

##### 1 対象となる特別警報・気象警報

- (1) 特別警報 : 大雨 暴風 高潮 波浪 暴風雪 大雪 地震 津波 火山噴火
- (2) 気象警報 : 大雨 洪水 大雪 暴風 暴風雪 高潮 波浪

##### 2 特別警報・気象警報の対象地域

- (1) 「姫路市」を含む地域

\* 「兵庫県南部」や「播磨南西部」に警報が発表されていて、「姫路市」に警報が発表  
されていない場合は、対象地域には含みません。

##### 3 対応

- (1) 午前9時現在

- ① 特別警報が発令中の場合は、登校日、学校休校日共に終日休所とします。
- ② 学校休校日に気象警報発令中の場合は、午前中休所とします。

- (2) 正午現在

- ① 気象警報が解除されていれば、登校日は通常開所、学校休業日は午後開所と  
します。警報継続の場合は休所とします。
- ② 警報解除の場合、各家庭と連絡を取り、利用の可否等相談します。警報継続中  
であっても、状況等判断し、開所する場合があります。

- (3) きららじゅく利用中

特別警報または気象警報が発表された場合は、支援を取りやめ、各家庭に連絡の  
上、順次帰宅（原則各家庭によるお迎え）となります。

##### 4 その他

- (1) 警報に係る事業所職員の出勤状態により、休所する場合があります。
- (2) 気象状況により、前日に休所の判断を行う場合があります。

## II 地震発生時

### 1 登校日、学校休校日の場合

- (1) 登校日～正午までに「姫路市」に震度5弱以上の地震が発生したら、休所とします。
- (2) 学校休校日～午前9時までに「姫路市」に震度5弱以上の地震が発生したら、休所とします。
- (3) 震度5弱未満の震度でも、群発している場合や送迎経路に危険があると判断した場合、又は職員の出勤状況により休所することがあります。

### 2 児童が利用中

- (1) 事業所への途上で「姫路市」に震度5弱以上の地震が発生したら、原則そのまま各家庭に送ります。保護者等不在時は事業所に向かいます。
- (2) 事業所で支援中の場合は、各家庭からのお迎えをお願いします。

\* 建物の損傷等により、事業所にいることが危険と判断したときは、引き渡し場所を  
[手柄小学校(延末148-2、下図)]に変更します。(行先を事業所前に掲示します)

